

ろしゅう居宅介護支援センター重要事項説明書

当事業所はご契約者様に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	有限会社 ろしゅう
代表者氏名	代表取締役 米原 蘆洲
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	山口県宇部市大字小串91番地の6 (電話 0836-32-9531・ファックス番号 0836-35-9211)
法人設立年月日	(平成17年7月7日)

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ろしゅう居宅介護支援センター
介護保険指定 事業所番号	3570203863
事業所所在地	山口県宇部市大字小串91番地の6
連絡先 相談担当者名	電話 0836-32-9531・ファックス番号 0836-35-9211 (管理者 小林 祐美子)
事業所の通常の 事業の実施地域	宇部市（北部を除く）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	有限会社ろしゅうが開設するろしゅう居宅介護支援センターが行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めます。 事業所の介護支援専門員がご契約者様からの相談及びご契約者様等の心身の状況や置かれている環境等に応じて、ご本人や家族の意向等を基に、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行うことを目的とします。
運営の方針	1、ご契約者様が、要介護者等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して支援に努めます。 2、ご契約者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご契約者様自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮して行います。 3、ご契約者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとします。 4、事業の運営にあたっては、宇部市、地域包括支援センター、在宅支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。 5、ご契約者様の要介護認定等に係る申請に対して、ご本人の意思を踏ま

	え、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行います。 6、上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号）」を遵守します。
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜から金曜日（但し、国民の祝日、12/30～1/3は休み）
営 業 時 間	午前9時30分から午後5時00分

(4) 事業所の職員体制

管理者	小林 祐美子
-----	--------

職	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名 （介護支援専門員と兼務）
介 護 支 援 専 門 員	居宅介護支援業務を行います。	常 勤 1 名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法
① 居宅サービス計画の作成	介護支援専門人の有資格者が訪問し、サービスの内容、利用料金等の情報を適正にご契約者様又はご家族等に対して提供してサービスの選択を求めます。 ご契約者の選択に基づき、そのサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。 必要な保健医療サービス、福祉サービス等と連携を図り、サービス担当学会議を開催します。 サービスの実施状況の継続的な把握と評価を実施します 計画書の変更が必要と判断した場合には事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画の変更を実施します。 ご契約者様の生活や心身の状況の把握に努めます。 ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入居を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。
② 居宅サービス事業者との連絡調整	
③ サービス実施状況把握、評価	
④ 居宅サービス計画書の変更	
⑤ 利用者状況の把握	
⑥ 介護施設への紹介	

⑦ その他	給付管理業務 要介護認定申請に対する協力、援助 相談業務
-------	------------------------------------

②利用料

要介護認定または要支援認定を受けられた方は介護保険制度により全額給付されますので原則、自己負担額はありません。（法定代理受領により市町村より当事業所に対して支払われます）

※保険料の滞納等により保険給付金が当事業所に支払われない場合には別紙の利用料金をお支払いいただきます。

3 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや居宅介護サービス計画原案に位置付けた指定居宅介護サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが出来ます。
- (3) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各利用状況は別紙のとおりです。

4 虐待の防止について

1. 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 成年後見制度の利用支援。
- (5) 前3号に掲げる措置を適切に実行するための担当者を設置します。

虐待防止に関する責任者	米原 孝次 (0836-31-4050)
-------------	----------------------

2. 事業所はサービス提供中に、当該従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報いたします。

5 身体拘束

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録します。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

7 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損害保険ジャパン日本興亜 株式会社
保険名 賠償責任保険

8 事業継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修や訓練及び訓練を実施します。

9 衛生管理等

従事者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について衛生的な管理に努めます。

事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について職員への周知を行います。

感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、職員に対して研修会や訓練を実施し感染対策の資質向上に努めるものとする。

10 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制

- (2) 提供した居宅介護支援、または自ら作成した居宅サービス計画に位置づけた指定居宅介護支援に対する利用者又はそのご家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など必要な措置を講じます。

(3)

苦情申立の窓口

【有限会社 ろしゅう】 苦情相談窓口 担当 米原 孝次	所在地 山口県宇部市大字小串 91 番地の 6 電話番号 0836-31-4050
【宇部市の苦情・相談受付窓口】 宇部市介護保険課	所在地 山口県宇部市常盤町 1 丁目 7 番 1 号 電話番号 0836-34-8396
【山口県の苦情・相談受付窓口】 山口県国民健康保険団体連合会	所在地 山口県山口市朝田 1980-7 電話番号 0839-95-1010

11 高齢者虐待防止相談窓口

高齢者の人権擁護・虐待防止等に関するご相談は下記へご相談下さい。

【有限会社 ろしゅう】 虐待防止委員 担当 米原 孝次	所在地 山口県宇部市大字小串 91 番地の 6 電話番号 0836-31-4050
【宇部市の相談窓口】 宇部市地域福祉課福祉総合相談センター	所在地 山口県宇部市常盤町 1 丁目 7 番 1 号 電話番号 0836-34-8393
【山口県の相談窓口】 山口県国民健康福祉部長寿社会課	所在地 山口県山口市朝田 1980-7 電話番号 0839-933-2788

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

私は重要事項説明書に基づき、指定居宅介護支援サービス内容および重要事項の説明を受け、その内容について同意の上、交付を受けました。

事業者	所在地	山口県宇部市大字小串 9 1 番地の 6
	法人名	有限会社 ろしゅう
	代表者名	代表取締役 米原 蘆洲 印
	事業所名	ろしゅう居宅介護支援センター
	説明者氏名	小林 祐美子 印

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印